

郡山市東部勤労者研修センターの使用料の免除の決定に係る審査基準及び標準処理期間について	
許認可等の名称	郡山市東部勤労者研修センターの使用料の免除
処分権者	郡山市長
根拠法令等	郡山市勤労者研修センター条例（平成5年郡山市条例第9号。以下「条例」という。）
根拠規定	条例第7条
基準規定	郡山市勤労者研修センター条例施行規則（平成5年郡山市規則第12号。以下「施行規則」という。）第5条
審査基準	<p>施行規則</p> <p>（使用料の免除）</p> <p>第5条 条例第7条に規定する使用料の免除は、次の各号に掲げる使用区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 市（市の機関を含む。以下この条において同じ。）が主催して行うものに使用する場合 全部免除</p> <p>(2) 公共的団体等が市と共催して行う公益的事業であって、市長が認めるものに使用する場合 全部免除</p> <p>(3) その他市長が使用料を免除することが適当と認める場合 市長が認める額</p> <p>※施行規則第5条第3号に規定するその他市長が使用料を免除することが適当と認める場合及び市長が認める額は、次のアからウまでに例示するものとする。</p> <p>ア 公共的団体等が行う事業で市が後援して行う事業について施設を使用する場合 全部免除</p> <p>イ 公共的団体等が地域住民の交流、相互理解の促進等を図る目的をもって、講習会、講演会、実習会、住民の集会等を開催する場合であって入場料、受講料、会費その他の対価（教材費を除く。）を徴しない場合（寄附は除く。） 全部免除</p> <p>ウ 町内会、団地会等の住民自治組織が地域住民及び企業等との連帯感と自治意識の高揚を図る目的をもって施設を使用する場合 全部免除</p>

	<p>※付記</p> <p>(1) 市の機関とは、郡山市行政手続条例第 2 条第 1 項第 6 号に規定する機関をいう。</p> <p>(2) 公共的団体等とは、有斐閣「法律用語辞典」による公共的団体（公共団体のほか、農業協同組合等の共同組合、商工会議所等の産業経済団体、赤十字社、青年団、PTA、婦人会等の文化団体、社会福祉法人等などの公共的な活動を営むもの及びこれから類推される団体をいう。）及び公益事業を目的とする団体（労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 8 条第 1 項各号に規定する事業を営む団体をいう。）をいう。</p> <p><b>【参考】労働関係調整法</b></p> <p>第 8 条 この法律において公益事業とは、次に掲げる事業であつて、公衆の日常生活に欠くことのできないものをいう。</p> <p>(1) 運輸事業</p> <p>(2) 郵便、信書便又は電気通信の事業</p> <p>(3) 水道、電気又はガスの供給の事業</p> <p>(4) 医療又は公衆衛生の事業</p>										
標準処理期間	<p>5 日以内（休館日を除く）</p> <p>算定根拠等</p> <table border="0"> <tr> <td>①申請書・添付書類の形式審査</td> <td>1 日</td> </tr> <tr> <td>②審査及び関係機関との協議・調整</td> <td>1 日</td> </tr> <tr> <td>③処分案作成</td> <td>1 日</td> </tr> <tr> <td>④起案・決裁</td> <td>1 日</td> </tr> <tr> <td>⑤決裁・文書作成・送付</td> <td>1 日</td> </tr> </table>	①申請書・添付書類の形式審査	1 日	②審査及び関係機関との協議・調整	1 日	③処分案作成	1 日	④起案・決裁	1 日	⑤決裁・文書作成・送付	1 日
①申請書・添付書類の形式審査	1 日										
②審査及び関係機関との協議・調整	1 日										
③処分案作成	1 日										
④起案・決裁	1 日										
⑤決裁・文書作成・送付	1 日										
所管部局等	産業観光部産業政策課 電話 924-2251										
附則	<p>(1) 制定年月日 平成 8 年 9 月 1 日</p> <p>(2) 施行年月日 平成 8 年 9 月 1 日</p> <p>改正年月日 平成 20 年 1 月 18 日（一部改正）</p> <p>改正年月日 平成 31 年 4 月 1 日</p>										